

市原市山倉地先における森林法の違反行為について

令和4年7月29日
千葉県農林水産部森林課
電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第17条第1項の規定により下記事項について公表する。

市原市山倉地先において、行為者は、調節池等の防災施設を設置せずに、また、地盤改良工事を施工することなく盛土を造成する等の許可条件を違反した行為により、事業区域外へ土砂を流出させた。

このため県では、行為者に対し、行為の中止及び復旧の行政指導を行ってきたところであるが、これらに従わなかったため、県は、森林法（以下、「法」という。）第10条の3の規定による復旧を命じた。

- 1 命令を受けた者
住所：市原市能満2086-2
氏名：筑豊電気株式会社 代表取締役 河野浩一
- 2 林地開発行為の目的
残土による太陽光発電システムのための土地造成
- 3 命令に係る林地開発区域の所在場所
市原市山倉字新林1010番 ほか
- 4 法第10条の3の規定による復旧命令をした日
令和4年7月13日